

附帯業務の定款への事業名の記載例について (R7. 4. 22作成)

事業所単位で付帯業務を規定する。
 ●●●は事業所名とする。□□は地方公共団体、市町村名とする。

根拠規定		記載例	注意事項
第42条 第1号 医療関係者の養成または再教育		●●●看護師養成所の経営	別途、各法令に基づく指定等が必要
第42条 第2号 医学または歯学に関する研究所の設置		●●●研究所の経営	
第42条 第3号 医療法第39条第1項に規定する診療所以外の診療所の開設		巡回診療を行うことを目的として開設する診療所の経営	
第42条 第4号 疾病予防のために有酸素運動を行わせる施設(疾病予防運動施設)		●●●(疾病予防運動施設)の経営	・診療所を附置すること。 ・職員、設備及び運営方法が基準に適合すること。
第42条 第5号 疾病予防のために温泉を利用させる施設(疾病予防温泉利用施設)		●●●(疾病予防温泉利用施設)の経営	・有酸素運動を行う場所を有すること。 ・職員、設備及び運営方法が基準に適合すること。
第42条 第6号 保健衛生に関する業務	①	●●●薬局の経営	
	②	●●●鍼灸施術所の経営	
	③	●●●衛生検査所の経営	
	④	●●●介護福祉士養成所の経営	
	⑤	□□からの指定を受けて行う介護職員養成研修事業	地方公共団体の指定を受けて実施
	⑥	介護保険事業と一体としてなされる有償移送のうち、以下に掲げるもの 自家用自動車有償旅客運送(道路運送法第79条)の経営	
	⑦-1	訪問看護ステーション●●●(介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護)の経営	国通知の別添「介護保険法に基づく各事業の位置付け」を参照し、介護保険法上の具体的な事業名を明記すること。 ※訪問看護ステーション及び居宅介護支援事業所は、事業所名のみで当該事業所の内容が明確なものは事業所名のみ記載可。ただし、1事業所で複数の事業を行う場合は、括弧内に具体的な事業名を明記すること。 ※地域支援事業及び保健福祉事業は市町村からの指定または委託を受けて行う場合のみ可
	⑦-2	●●●ケアプランセンター(介護保険法に基づく居宅介護支援事業)の経営	
	⑦-3	●●●福祉用具センター(介護保険法に基づく福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売)の運営	
	⑦-4	●●●(□□市の委託を受けて行う第1号訪問事業(介護保険法にいう介護予防・日常生活支援総合事業))の経営	
	⑦-5	●●●地域包括支援センター(□□市の委託を受けて行う包括的・継続的ケアマネジメント事業(介護保険法にいう包括的支援事業))の経営	
	⑧	●●●助産所の経営	
	⑨	●●●歯科技工所の経営	
	⑩	福祉用具専門相談員指定講習の運営	
	⑪	●●●(サービス付き高齢者向け住宅)の運営	
	⑫	労働者派遣事業(労働者派遣法施行令第2条第1項第1号に掲げる業務であって派遣労働者の就業の場が同条第2項に規定するべき地にある場合に限る)の運営	
	⑬	●●●(□□からの委託を受けて行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中一時支援事業)の経営	地方公共団体の委託又は補助を受けて実施するもの
	⑭	障害者就業・生活支援センター●●●の経営	
	⑮	訪問看護ステーション●●●(健康保険法に基づく訪問看護)の経営	
	⑯	●●●看護専門学校の経営	
	⑰	認可外保育施設●●●(□□□がその職員、設備等に関する基準を定め、当該基準に適合することを条件としてその運営に要する費用を補助するもの)の経営	地方公共団体が運営を委託または運営費用を補助するもの
⑱	配食サービス●●●(本社の開設する病院又は診療所の医師が栄養・食事の管理が必要と認める患者であって、当該病院又は診療所に入院していた者、若しくは通院している者、又は本社が開設する訪問看護ステーションから訪問看護を受けている者に対して行う配食サービス事業)の経営		
⑲	●●●保育園(企業主導型保育事業)の経営	事業所内保育事業及び企業主導型保育事業に限っては委託も認める。	
⑳	□□市の委託を受けて実施する●●●産後ケア事業	市町村の委託を受けて実施するもの	
㉑	医療的ケア児支援センター●●●の経営		
第42条 第7号 社会福祉事業	(告示2-ハ) 児童福祉法	●●●(児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、障害児相談支援事業)の経営 病児保育室●●●(児童福祉法に基づく病児保育事業)の経営	
	(告示2-ト) 老人福祉法	デイサービスセンター●●●(介護保険法に基づく通所介護・介護予防通所介護・第1号通所事業)の経営 ●●●ヘルパーステーション(介護保険法に基づく訪問介護、介護予防訪問介護、第1号訪問事業)の経営 グループホーム●●●(介護保険法に基づく認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護および介護予防認知症対応型通所介護)の経営	国通知の別添(社会福祉法に基づく社会福祉事業の位置づけ)を参照し、介護保険法上の事業名があるものはその具体的な事業名を明記すること。
	(告示2-チ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	●●●(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業(▲▲▲))の経営 ●●●(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業)の経営	▲▲▲の部分は、サービスの種類を入れること。 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援
	老人福祉法	有料老人ホーム●●●の経営	
第42条 第8号 有料老人ホーム	老人福祉法	有料老人ホーム●●●の経営	

※介護保険法にいう第1号訪問事業、第1号通所事業は、国通知の別添(医療法42条第6号関係の表と第7号関係の表)の2箇所に記載されているので注意